

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成32年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	栄町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	109-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.sakae.chiba.jp/index.php?code=3653

執行機関名 栄町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度心身障害者(児)が受けた医療に要する費用についての助成(以下「重度心身障害者(児)医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 重度心身障害者(児)が受けた医療に要する費用についての助成(以下「重度心身障害者(児)医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)	栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、重度心身障害者(児)又はその保護者に対し、重度心身障害者(児)が受けた医療に係る費用(以下「医療費」という。)の一部を助成し、医療費の負担を軽減することにより、重度心身障害者(児)の健康の保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例25号) 栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に関する条例施行規則(平成19年規則38号)